



# 主要輸出入品目に着目した R C E P 協定の原産地規則

## 【輸入編】

名古屋税関業務部  
首席原産地調査官

## 【本日の説明内容】

1. 輸入貨物のHS番号の確認方法
2. 特恵税率の確認方法
3. 品目別規則の確認方法
4. ケーススタディ
  - ①衣類
  - ②レジン（プラスチック原料）
  - ③靴
5. 原産地証明手続き
6. 事後確認（検証）
7. ご案内

# 輸入貨物のEPA利用のステップ

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. 特恵税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入面での原産地手続

(1) 申告に必要な書類（原産地証明書、原産品申告書）を整える

(2) 原産地証明書、原産品申告書により輸入申告時に特恵税率を適用

6. 必要に応じて税関からの検証に対応

# 1. 輸入貨物のHS番号の確認方法

- HS番号は税関HPの「実行関税率表」をご確認ください。
- HS番号の個別のご照会は輸入を予定している税関の「関税鑑査官」にお問い合わせください。

## 税関HPトップページ

The screenshot shows the Japan Customs website interface. At the top, there are navigation buttons for '税関HPについて', '全国の税関', 'お問い合わせ', and '寄附情報提供'. The main content area features a search bar and a dropdown menu. A red circle highlights the '品目分類について調べたい' button. A callout box points to the '品目分類について調べたい' button with the text: ①税関HPトップページ「品目分類について調べたい」クリック. Another callout box points to the '実行関税率表' link in the dropdown menu with the text: ②ポップアップメニューから、「実行関税率表」クリック. A third callout box points to the '実行関税率表 (2022年1月1日版)' link in the list of tariff tables with the text: ③対象年版の「実行関税率表」クリック. The bottom of the page shows the '輸入統計品目表 (実行関税率表)' section with a list of links for various years.

①税関HPトップページ「品目分類について調べたい」クリック

②ポップアップメニューから、「実行関税率表」クリック

③対象年版の「実行関税率表」クリック

輸入統計品目表（実行関税率表）

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

# 1. 輸入貨物のHS番号の確認方法

**ポイント** 協定によって採用しているHSバージョンが異なります

HSバージョンと協定の紐づき表

HS2002	HS2007	HS2012	HS2017
<ul style="list-style-type: none"><li>日シンガポール協定</li><li>日メキシコ協定</li><li>日マレーシア協定</li><li>日フィリピン協定</li><li>日チリ協定</li><li>日ブルネイ協定</li><li>日インドネシア協定</li><li>日アセアン協定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日ベトナム協定</li><li>日スイス協定</li><li>日インド協定</li><li>日ペルー協定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日オーストラリア協定</li><li>日モンゴル協定</li><li>CPTPP</li><li><b>RCEP</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>日EU協定</li><li>日米貿易協定</li><li>日英協定</li><li>日タイ協定</li></ul>

※税関HPでHS2012、HS2007、HS2002のHSコード（6桁まで）を確認する場合には、それぞれ2016年6月7日版、2011年8月版、2006年4月版の実行関税率表の番号及び品名をご参照下さい。なお、HSコード（6桁まで）は輸出・輸入共通です。

# 1. 輸入貨物のHS番号の確認方法

HS番号のバージョンの移行関係は相関表をご確認ください

税関サイト ▶

▼ 本文へ | 文字サイズ

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

原産地規則とは | 協定・法令等 | 原産地証明手続 | 事前教示

■ 品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

❖ 国名 / Country

❖ 品目 / Item

HSコード(上位4桁もしくは6桁、ドット(.)なし)を入力してください。  
Please enter the HS code in 4 or 6 digit without a dot (.).

■ 入力されたHSコードと経済連携協定のHSコードのバージョンとが異なる場合がありますので、経済連携協定のHSコードのバージョンに対応していることを確認  
The version of HS code may be different from that of the Economic Partnership Agreement. Please check if the HS code and item correspond to that of Agreement you wish to use.

■ 経済連携協定等によって、採用しているHSコードのバージョン(HS2002、HS2007、HS2012、HS2017など)が異なります。協定が採用している以外のバージョンに誤りがある場合がございますので、調べたい協定が採用しているバージョンのHSコードで検索してください。  
なお輸入通関申告の際には最新のHSコードを使用してください。  
Each agreement (FTA/EPA and Related Initiatives) has its own PSR depending on the different version of Harmonized System (HS). If you search with a version of HS code other than the one adopted by the agreement, the result may be incorrect. Please use the latest HS code when filing an import Customs declaration.

参考:各バージョンのHSコードの移行関係についてはWCO(世界税関機構)事務局作成の相関表(Correlation Table)をご覧ください。  
The World Customs Organization Secretariat provides the table correlating between each HS version. Please refer to the following link:

[HS2022からHS2017への変換 CORRELATING THE 2022 VERSION TO THE 2017](#)  
[HS2017からHS2012への変換 CORRELATING THE 2017 VERSION TO THE 2012](#)  
[HS2012からHS2007への変換 CORRELATING THE 2012 VERSION TO THE 2007](#)  
[HS2007からHS2002への変換 CORRELATING THE 2007 VERSION TO THE 2002](#)

相関表 (Correlation Table)

原産地規則ポータル>品目別規則の検索ページ

<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>

# 1. 輸入貨物のHS番号の確認方法

品目分類・関税率についてのお問い合わせ先（関税鑑査官）

**函館税関**  
電話番号：0138-40-4716  
メールアドレス：[hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp](mailto:hkd-gyomu-kansa@customs.go.jp)

**東京税関**  
電話番号：03-3529-0700  
メールアドレス：[tyo-gyomu-info@customs.go.jp](mailto:tyo-gyomu-info@customs.go.jp)

**横浜税関**  
電話番号：045-212-6156  
メールアドレス：[yok-kansakan@customs.go.jp](mailto:yok-kansakan@customs.go.jp)

**名古屋税関**  
電話番号：052-654-4139  
メールアドレス：[nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp](mailto:nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp)

**大阪税関**  
電話番号：06-6576-3371  
メールアドレス：[osaka-bunnui@customs.go.jp](mailto:osaka-bunnui@customs.go.jp)

**神戸税関**  
電話番号：078-333-3118  
メールアドレス：[kobe-bunnui@customs.go.jp](mailto:kobe-bunnui@customs.go.jp)

**門司税関**  
電話番号：050-3530-8373  
メールアドレス：[moji-kansakan@customs.go.jp](mailto:moji-kansakan@customs.go.jp)

**長崎税関**  
電話番号：095-828-8669  
メールアドレス：[nagasaki-kansakan@customs.go.jp](mailto:nagasaki-kansakan@customs.go.jp)

**沖縄地区税関**  
電話番号：098-862-8692  
メールアドレス：[oki-9a-bunnui@customs.go.jp](mailto:oki-9a-bunnui@customs.go.jp)

名古屋税関業務部 関税鑑査官  
電話番号：052-654-4139  
メールアドレス：[nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp](mailto:nagoya-gyomu-kansa@customs.go.jp)

品目分類・関税率についてのお問い合わせ先（関税鑑査官）  
<https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

## 2. 特恵税率の確認方法

### 確認方法 1. 実行関税率表の関税率（経済連携協定欄）を確認

税関HP（実行関税率表検索画面）

EPA税率の設定なし

第29類 有機化学品  
印刷用表示 「印刷用表示」を押下すると、以下の表が印刷しやすいように全体表示になります。  
2022年1月1日現在

統計番号 Statistical code 番号 H.S.code	品名 Description	関税率 Tariff rate												
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	RCEP(アセアン/ 韓国/ニュージー)	RCEP (中国)	RCEP (韓国)	
2905.43.000	マンニトール	4.6%		2.8%	無税		無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.44.000	D-グルシトール（ソルビトール）	20%		17%	10.2%	無税		関税相当数量以上のもの 無税						
2905.45.000	グリセリン	5%		(5%)	無税		無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.49.000	その他のもの	4.6%		3.1%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	2.8%	2.8%
	非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニ ロ化誘導体及びニトロソ化誘導体													
2905.51.000	エトクロルピノール（INN）（※）	4.6%		無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

輸入統計品目表（実行関税率表）

<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>

# 2. 特恵税率の確認方法

## 確認方法 2. ステージング表を確認

### 税関HP (ステージング表)

The screenshot shows the Japan Customs website with the following elements:

- Header:** Japan Customs logo, navigation icons (Home, National Tax, Contact, Customs Information), and language options (Japanese, English).
- Breadcrumbs:** ホーム > 経済連携協定 (FTA/EPA) (関税・税関関係) > 締結済・交渉中の各EPAの概要、協定条文等 > ステージング表をご利用になる前に
- Main Content:**
  - 重要メッセージ:** (重要) ステージング表をご利用になる前にお読みください。掲載している経済連携協定 (EPA) 等のステージング表 (我が国が約束した関税率の一覧表) は、各協定の附属書に基づき、財務省・税関が利用者の利便性向上のために行政サービスの一環として作成し、公開しているものです。
  - 注意事項:** ステージング表記載内容についての注意事項
    - 各表は**実行関税率表** (2021年9月19日版) を元に作成しています。
    - 税率欄が空白となっている箇所は、その協定では適用される税率がないことを示します。
    - 一つの統計品目番号について2つ以上の税率が設定されている品目については、2つのラインに分けて税率を記載している場合があります。
  - 財務省関税局・税関の組織**
    - 財務省関税局・税関の紹介
    - 税関所在案内
    - 所管の法人に関する情報
  - 施設等機関**
    - 関税中央分析所
    - 税関研修所
  - 関税政策・税関行政**
- リンク一覧:** 日オーストラリアEPA (2021年4月版) (PDF: 11,111KB) (CSV: 1,089KB) | 日モンゴルEPA (2021年4月版) (PDF: 8,796KB) (CSV: 743KB) | TPP11協定 (CPTPP) (2021年9月版) (PDF: 5,258KB) (CSV: 1,340KB) | 日EU・EPA (2021年4月版) (PDF: 14,237KB) (CSV: 1,061KB) | 日米韓協定 (2021年4月版) (PDF: 1,167KB) (CSV: 121KB) | 日英EPA (2021年4月版) (PDF: 14,064KB) (CSV: 1,031KB) | **RCEP協定 (2022年1月版) (PDF: 1,591KB) (CSV: 2,336KB)** | 日米EPA (2021年4月版) (PDF: 1,167KB) (CSV: 121KB)

- 右側メニュー:** 所管法令等、特恵関税、審議会・研究会、政策評価 (関税局・税関関連)、国際機関 (WTO・WCO)、地域協力 (APEC)、経済連携協定 (FTA/EPA)、税関相互支援協定 (CMAA)、税関手続き、手続案内 [e-Gov (イーガブ) △]、各種届書及び記載要領、その他 (情報公開・個人情報保護、パブリックコメント、関連情報、税関納付用紙集)

RCEPのステージング表を掲載しています。

ステージング表掲載ページ

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/chui.htm>

## 2. 特恵税率の確認方法

### ○関税の引下げ又は撤廃

各国は附属書 I（関税に係る約束の表）の自国の表に従って、他の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

○日本の譲許内容は、国毎に3つに分かれている。

- ①対ASEAN・豪州・NZ ②対中国 ③対韓国

### 日本側譲許表（附属書 I）

#### 関税品目

輸入商品の関税分類番号（HS2012版HS番号）に基づく

#### 基準税率

関税が引下げられる品目について、引下げが開始される基準となる税率を表示。

※附属書 I の規定の適用上、各国の表に定める基準税率は、2014年1月1日における各国の実行最恵国税率を反映したものである

関税品目	品名	基準税率	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目以降	備考
030520.010	1 にしん（クルベア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）	8.4%	7.6%	6.9%	6.1%	5.3%	4.6%	3.8%	3.1%	2.3%	1.5%	0.8%	無税											
030520.030	2 きけ科のものの卵	3.5%	3.2%	2.9%	2.5%	2.2%	1.9%	1.6%	1.3%	1.0%	0.6%	0.3%	無税											
	3 たら（ゴドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵及びこんぶかずのこ																							
030520.020	ー たら（ゴドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵		U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	U	
030520.040	ー こんぶかずのこ		1%	8.2%	7.3%	6.4%	5.5%	4.5%	3.6%	2.7%	1.8%	0.9%	無税											
030520.090	4 その他のもの		無税																					

#### 区分：U

関税の引下げ又は撤廃に係る約束の対象から除外される

## 2. 特恵税率の確認方法

日本側譲許パターン	内容
①即時撤廃	協定の発効日に関税を撤廃
②11年目に撤廃	協定の発効日から11回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から11年目で撤廃
③16年目に撤廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の発効日から16回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から16年目で撤廃</li> <li>・協定の発効日から15年目までは基準税率を維持し、16年目に撤廃</li> </ul>
④21年目に撤廃	協定の発効日から21回の毎年均等な関税の引下げにより、基準税率から21年目で撤廃
⑤基準税率を維持	協定の発効日から基準税率を維持
⑥削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定の発効日に一定の関税の引下げ後、当該税率を維持</li> <li>・協定の発効日から11年目（又は16年目）まで毎年均等な関税の引き下げを実施。11年目（又は16年目）以降は当該税率を維持。</li> </ul>
⑦除外品目 （譲許表区分：U）	関税撤廃等の譲許なし

### 関税引下げについて・・・該当する年の初日に行う

対象国	関税引下げの期間
日本、インドネシア、フィリピン	1年目については、 <u>協定の発効日からその後の最初の3月31日までの期間</u> 。 その後の各年は4月1日～3月31日までの期間。
オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム	1年目については、 <u>協定の発効日からその後の最初の12月31日までの期間</u> 。 その後の各年は1月1日～12月31日までの期間。

## 2. 特恵税率の確認方法

**補足** RCEP税率がMFN税率を上回る（逆転現象）が生じている品目があります



The screenshot shows the Japan Customs website. At the top, there is a navigation bar with the Japan Customs logo and the text "税関 Japan Customs". To the right of the logo are four blue buttons: "関税局・税関について", "全国の税関", "お問合せ", and "密輸情報提供". Further right are links for "▼ 本文へ" and "▶ サイトマップ".

The main content area shows the breadcrumb trail: "現在位置: ホーム > 経済連携協定 (EPA/FTA) (関税・税関関係) > 逆転現象について". Below this are social media sharing buttons for "いいね! 0", "シェア", and "tweet".

The main heading of the article is "経済連携協定(EPA)等に基づく税率より実行最恵国税率 (MFN税率) が低い品目について (逆転現象)".

The text explains that while trade agreements generally lead to lower tariffs, some items have higher rates under these agreements compared to the MFN rate. It provides a link to a PDF image illustrating this phenomenon: "逆転現象のイメージ図[PDF:24KB]".

A note states: "(注) 国定税率 (基本税率又は暫定税率) とWTO協定税率のいずれか低い税率".

The following trade agreements are listed with links to PDF documents:

- [TPP11協定 \(CPTPP\) \[PDF:35KB\]](#)
- [日米貿易協定\[PDF:37KB\]](#)
- [RCEP協定 \(ASEAN、豪州、ニュージーランド\) \[PDF:37KB\]](#)
- [RCEP協定 \(中国\) \[PDF:36KB\]](#)
- [RCEP協定 \(韓国\) \[PDF:36KB\]](#)

The page concludes with: "なお、EPA税率と、その他の税率 (基本税率、暫定税率、WTO協定税率) との税率比較については、[実行関税率表](#)をご活用下さい。"

逆転現象が生じている品目の確認

逆転現象について

[https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/gyakuten.htm](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gyakuten.htm)

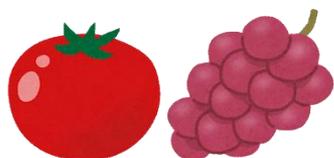
### 3. 品目別規則の確認方法

- RCEP協定における関税の特恵待遇（RCEP税率）は、RCEP締約国の原産品にのみ適用される。
- この協定の適用上、第3・2条に規定する次のいずれかの産品であって、この章に定める他の全ての関連する要件を満たすものは、原産品として取り扱う。

#### (a) 完全生産品

一の締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、次条（完全に得られ、又は生産される産品）に定めるもの

#### 【第3・3条 完全に得られ、又は生産される産品（抜粋）】



(a) 当該一の締約国において栽培され、及び収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品（果実、野菜等）



(b) 生きている動物であって、当該一の締約国において生まれ、かつ、成育されたもの（家畜等）



(c) 生きている動物であって、当該一の締約国において成育されたものから得られる産品（生乳等）



(d) 当該一の締約国において行われる狩猟、わなかけ、漁ろう、飼養、養殖、採集又は捕獲により得られる産品（野生の動物等）



(e) 当該一の締約国の土壌、水域、海底又はその下から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質（水等）



(j) 当該一の締約国において専ら(a)から(i)までに規定する産品又はこれらの派生物から得られ、又は生産される産品（肉等）

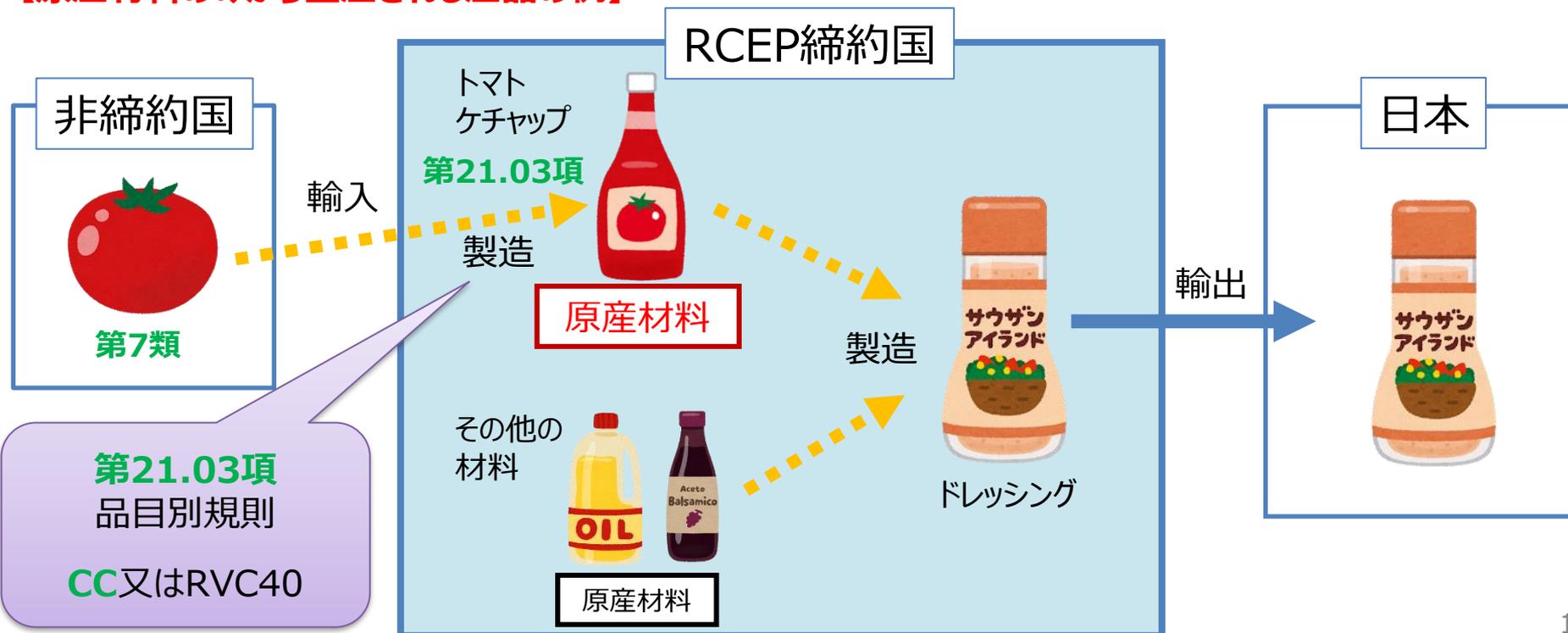
### 3. 品目別規則の確認方法

#### (b) 原産材料のみから生産される産品

一の締約国において一又は二以上の締約国からの原産材料のみから生産される産品

- 締約国の原産材料のみから生産される産品のこと。
- 生産に直接使用される材料はすべて「原産品」だが、材料の材料に遡ると非原産材料が使用されている。

#### 【原産材料のみから生産される産品の例】



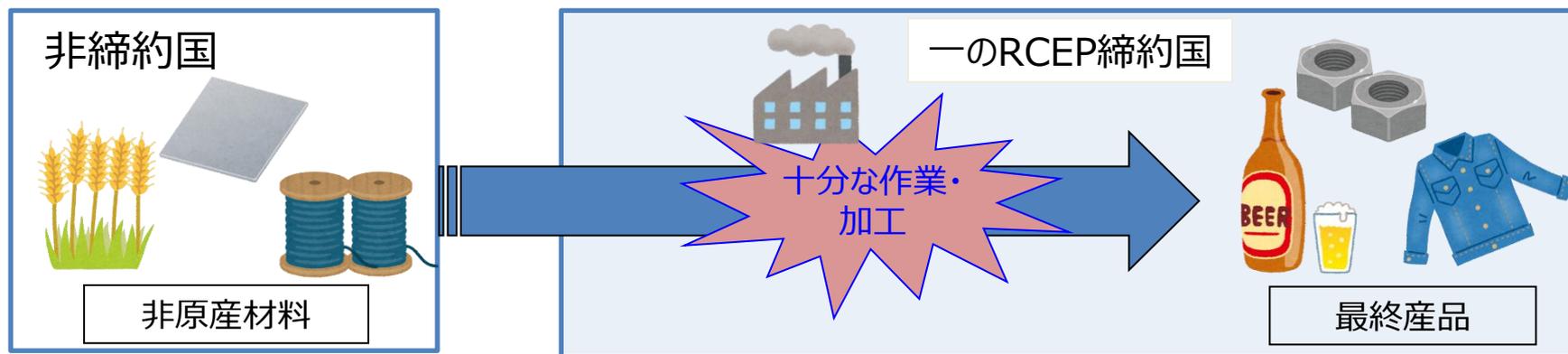
### 3. 品目別規則の確認方法

#### (c)品目別規則を満たす産品

一の締約国において非原産材料を使用して生産される産品であって、附属書3A（品目別規則）に定める要件を満たすもの

- 非原産材料を使用しているも、締約国において原産品としての資格を与えるために十分な作業・加工が行われた場合には、最終産品を原産品と認めるもの。
- 附属書3A 品目別規則では産品のHS番号ごとに「十分な作業・加工」の基準が定められている。

#### 【品目別規則を満たす産品のイメージ】



#### 【品目別規則の3類型】

- ① 関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ② 付加価値基準：産品に一定以上の価値を付与すること。（控除方式と積上げ方式を採用）
- ③ 加工工程基準：産品に特定の加工（化学品の化学反応）がなされること。

### 3. 品目別規則の確認方法

#### RCEP協定で使用される用語の定義

##### 関税分類変更基準

用語	定義
<b>CC</b>	製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの <b>2桁番号</b> の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたこと
<b>CTH</b>	製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの <b>4桁番号</b> の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたこと
<b>CTSH</b>	製品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの <b>6桁番号</b> の水準におけるCTC（関税分類の変更）が行われたこと

##### 付加価値基準

「**RVC40**」とは、第3.5条（域内原産割合の算定）の規定に基づいて算定される製品の域内原産割合が**40パーセント以上**でなければならないことをいう。

##### 加工工程基準

「**CR**」とは、化学反応に係る規則をいう。化学反応による生産品である製品は、当該化学反応が締約国において行われる場合には、原産品とする。「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成することは又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる過程（生化学的なものを含む。）をいう。この定義の適用上、次のものは、化学反応とみなさない。  
( i ) 水その他の溶媒への溶解 ( ii ) 溶媒（溶解水を含む。）の除去 ( iii ) 結晶水の追加又は除去

### 3. 品目別規則の確認方法

**ポイント** 税率適用を受けるための原産地規則は、各EPAで異なります

原産地規則は各EPAの交渉の結果として定められたものであることから、各EPAで異なります。RCEP協定の原産地規則も、他のEPAとは異なりますのでご注意ください。

各EPAの原産地規則は、税関HP原産地規則ポータル「品目別原産地規則の検索」でご確認いただけます。

#### **【例】HS 第39.01項 エチレンの重合体（一次製品に限る）に適用される品目別規則**

RCEP CTH 又はRVC40

CPTPP 第39.01項の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の50パーセント以上が原産品であること又は  
域内原産割合が(a)35パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは  
(b)45パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第39.01項の産品への関税分類の変更を必要としない。）

日EU・EPA CTSH、  
化学反応が行われること、  
MaxNOM50パーセント（EXW） 又は  
RVC55パーセント（FOB）

# 3. 品目別規則の確認方法

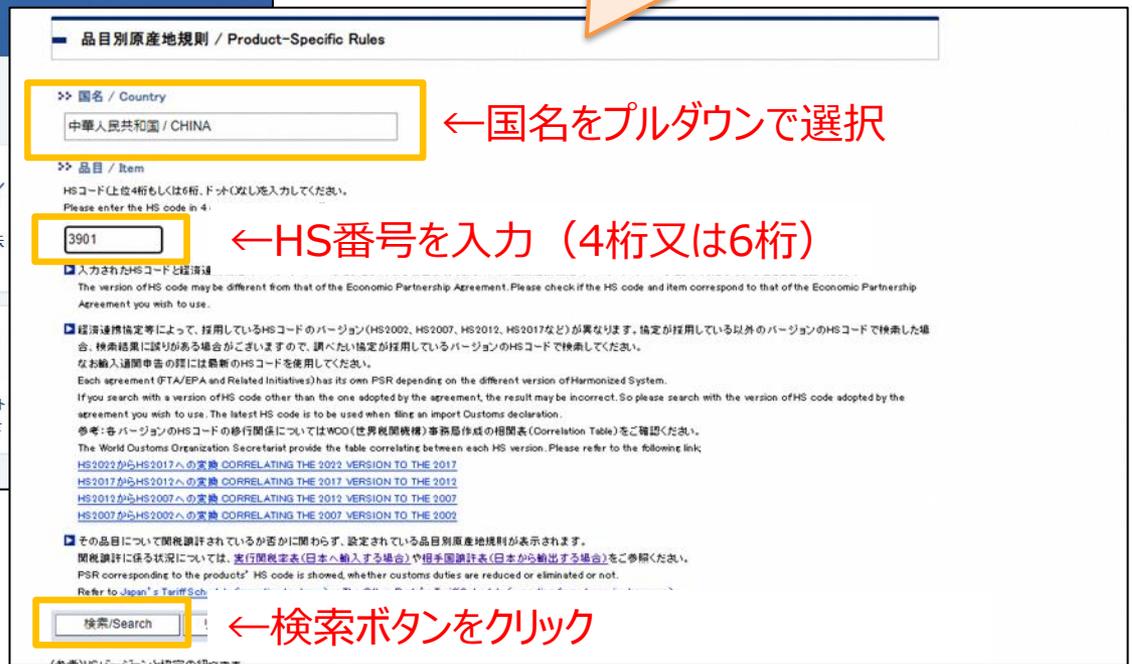
品目別規則は原産地規則ポータル検索システムから確認できます



①原産地規則ポータルトップページ「品目別原産地規則検索システム」をクリック

品目別原産地規則  
検索システム

②検索システムに調べたい「国名」、  
「品目（HS番号）」を入力して検索



←国名をプルダウンで選択

←HS番号を入力（4桁又は6桁）

←検索ボタンをクリック

原産地規則ポータル  
<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

# 3. 品目別規則の確認方法

## 前ページの検索結果

原産地規則とは      協定・法令等      原産地証明手続      事前教示      事後確認

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country  
中華人民共和国 / CHINA

品目 / Item  
3901

再検索 / New-Search

国名 / Country  
中華人民共和国 / CHINA

品目 / Item  
3901

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 (HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (HS2012)

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (HS2012)

HS2012				地域的な包括的経済連携(RCEP)協定(HS2012) / REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT (HS2012)	
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof	
				第1節 一次製品 1- PRIMARY FORMS	
				エチレンの重合体(一次製品に限る。) Polymers of ethylene, in primary forms.	
				比重が0.94未満のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94	CTH又はRVC40 OTH or RVC40
				比重が0.94以上のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of 0.94 or more	CTH又はRVC40 OTH or RVC40
				エチレン-酢酸ビニル共重合体 Ethylene-vinyl acetate copolymers	CTH又はRVC40 OTH or RVC40
		3901 90	その他のもの Other	CTH又はRVC40 OTH or RVC40	

品目別規則 (PSR)  
CTH又はRVC40

CTH又はRVC40  
OTH or RVC40  
CTH又はRVC40  
OTH or RVC40  
CTH又はRVC40  
OTH or RVC40

# 3. 品目別規則の確認方法

## 品目別原産地規則の比較

### ● RCEP協定 HS第39.01項

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country: RCEP / 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

品目 / Item: 3901

CTH又はRVC40

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	Description	PSR	注 / Note
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof 第1節 一次製品 1- PRIMARY FORMS		
			3901	エチレンの重合体(一次製造に限る) Polymers of ethylene, in primary forms.		
			390110	比重が0.94未満のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94	CTH又はRVC50	
				比重が0.94以上のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of 0.94 or more	CTH又はRVC40	
			390120	エチレン-酢酸ビニル共重合体 Ethylene-vinyl acetate copolymers	CTH又はRVC50	
			390190	その他のもの Other	CTH又はRVC50	

### ● 日EU協定 HS第39.01項

品目別原産地規則 / Product-Specific Rules

国名 / Country: ドイツ / GERMANY

品目 / Item: 3901

CTSH、  
化学反応が行われること、  
MaxNOM50パーセント (EXW) 又は  
RVC55パーセント (FOB)

部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	Description	PSR	注 / Note
07	39			プラスチック及びその製品 Plastics and articles thereof 第1節 一次製品 1- PRIMARY FORMS		
			3901	エチレンの重合体(一次製造に限る) Polymers of ethylene, in primary forms.		
			390110	比重が0.94未満のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of less than 0.94	CTSH、 化学反応が行われること、 MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)	第1節注1 / Section 1 Note 1
				比重が0.94以上のポリエチレン Polyethylene having a specific gravity of 0.94 or more	CTSH、 化学反応が行われること、 MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)	第1節注1 / Section 1 Note 1
			390120	エチレン-酢酸ビニル共重合体 Ethylene-vinyl acetate copolymers	CTSH、 化学反応が行われること、 MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)	第1節注1 / Section 1 Note 1

## 4. 品目別ケーススタディ（事例①衣類）

産品：衣類（男子用シャツ）

関税分類番号：6205.20-000

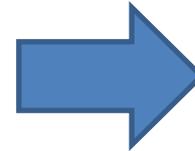
仕出国：中国

製造工程：中国国内の工場で下記の工程で製造する

材料投入→裁断→芯張り→縫製→製品洗い→プレス→仕上げ→検査

### 【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料
①綿製織物（表地）	52	不明
②不織布（芯地、材質不明）	56	不明
③ナイロン製織物（ラベル）	58	不明
④紙製値札	48	不明
⑤縫糸	54	不明
⑥ボタン	96	不明



男子用シャツ



6205.20-000

※上記のHS番号は一般的に想定される番号であり、全てのケースに当てはまる訳ではありません

## 4. 品目別ケーススタディ（事例①衣類）

### 特惠税率の設定状況

関税分類番号：6205.20-000

	発効前	1年目	2年目	3年目		13年目	14年目	15年目	16年目以降
ASEAN、オーストラリア 及びニュージーランド に対する待遇	7.4%	無税	無税	無税	~	無税	無税	無税	無税
中国及び韓国に対する待遇		6.9%	6.5%	6.0%		1.4%	0.9%	0.5%	無税

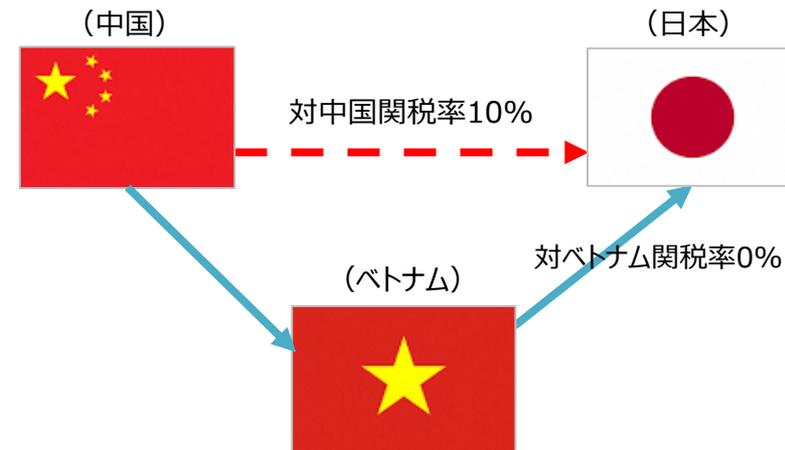
税率差が発生している（次頁参照）

# 【補足】RCEP協定における税率差（第2・6条）背景と概要

## 税率差ルール設定の背景

- RCEP協定では、相手国によって譲許内容が異なる国がある（日、中、韓、尼、比、泰、越の7カ国）
- 日本の場合、①ASEAN/豪州/NZ、②中国、③韓国の3つに譲許内容が分かれており、この結果、同一の原産品について相手国毎に異なる税率が適用されることがある。
- 税率差発生品目の場合、迂回輸入が発生することが考えられるため、RCEP協定第2・6条（関税率の差異）において税率差ルールが定められている。

## イメージ図



## 税率差ルールの概要（RCEP第2・6条）

### （1）基本ルール（第2・6条パラ2）

RCEP原産国は、RCEP原産地規則章の規定に従って原産品の資格を取得した締約国とする。ただし、原産材料のみからなる産品の場合は、輸出国で軽微な工程以外の生産工程が行われた場合に限る。

### （2）特定の品目についての特別ルール（第2・6条パラ3）

輸入国が自国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（日本は100品目を記載）に関しては、輸出国における付加価値20%を満たした場合にのみ、輸出国がRCEP原産国となる。

### （3）補完的ルール（第2・6条パラ4）

上記（1）、（2）で原産国が確定しない場合、最高価額の原産材料を提供した締約国がRCEP原産国となる。

### （4）輸入者の選択によるルール（第2・6条パラ6）

上記にかかわらず、輸入者は、原産材料を提供した締約国又は全ての締約国の中で最高税率を選択可能。

## 4. 品目別ケーススタディ（事例①衣類）

### 品目別規則（6205.20）

※確認方法はP.17（品目別規則の確認方法）参照

RCEP	日EU	日アセアン
<p><b>CC</b></p> <p>CC：全ての非原産材料について、統一システムの<b>2桁番号</b>の水準におけるCTCが行われたこと</p>	<p><u>製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ又はなせん（独立の作業）を経て製品にすること（布の裁断を含む。）。</u></p>	<p>第62.01項から第62.11項までの各々の産品への<u>他の類の材料からの変更</u>（第50.07項、第51.11項から第51.13項までの各々、第52.08項から第52.12項までの各々、第53.09項から第53.11項までの各々、第54.07項、第54.08項、第55.12項から第55.16項までの各々又は第60類の非原産材料を使用する場合には、<u>当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織される場合に限る。</u>）</p>

中国からの輸入で適用可能な協定はRCEPのみ

参考

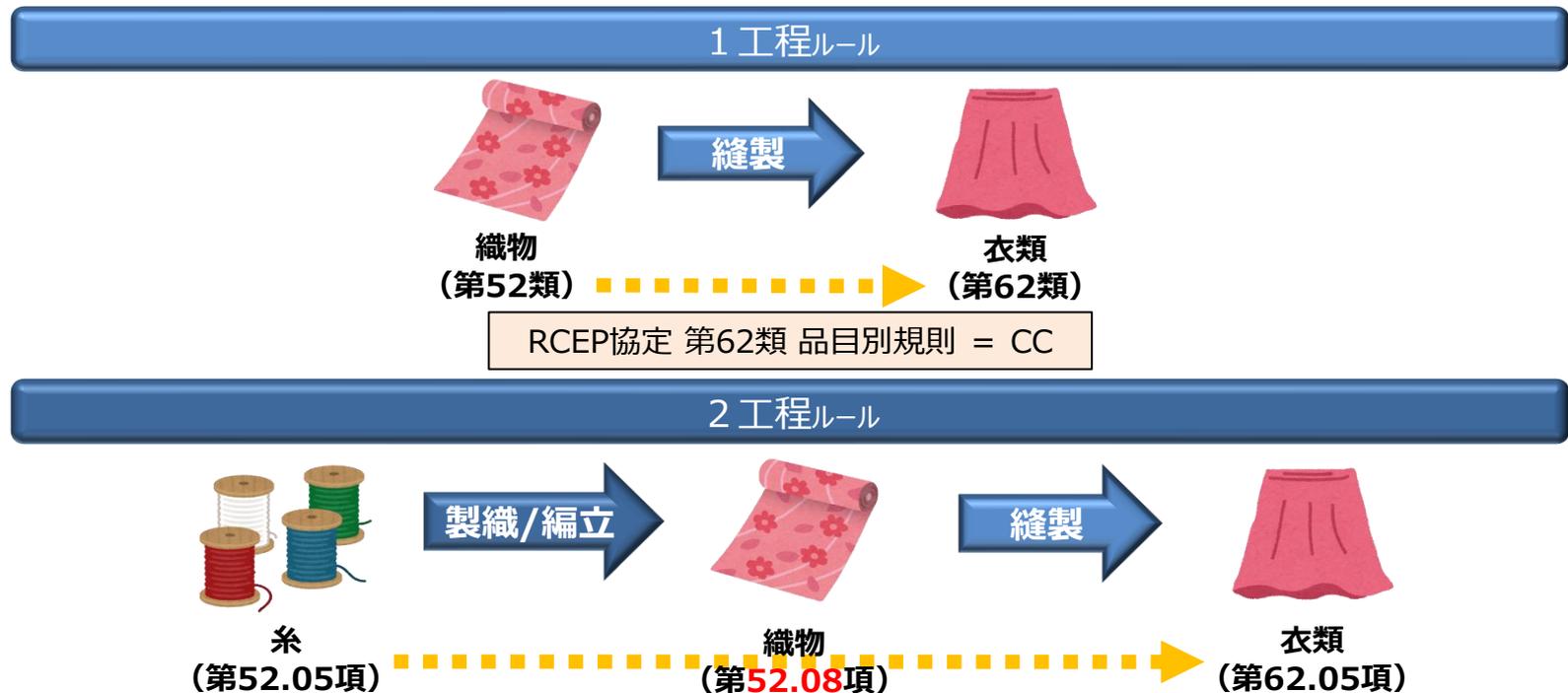
## 4. 品目別ケーススタディ（事例①衣類）

### ポイント RCEP協定の衣類等（第61類～第63類）に係る品目別規則について

RCEP協定では、生地⇒縫製の1工程ルールとなっています。

RCEP協定の衣類等にかかる品目別規則は、第61・62類が「CC」、第63類が「CC」又は「CC又はRVC40」となっており、CCを適用する場合、非原産の生地を使用しているも、締約国において縫製を行えば、規則を満たす原産品と認められます。

なお、RCEP協定にはASEAN協定などで採用されている「関税分類を決定する構成部分」の規定はありませんので、CCを適用する場合、製品と全ての非原産材料との間にHS 2桁レベルの変更があることを確認する必要があります。



ASEAN協定 第62.05項 品目別規則 = CC ( (中略) 第52.08項 (中略) の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織されている場合に限る。)

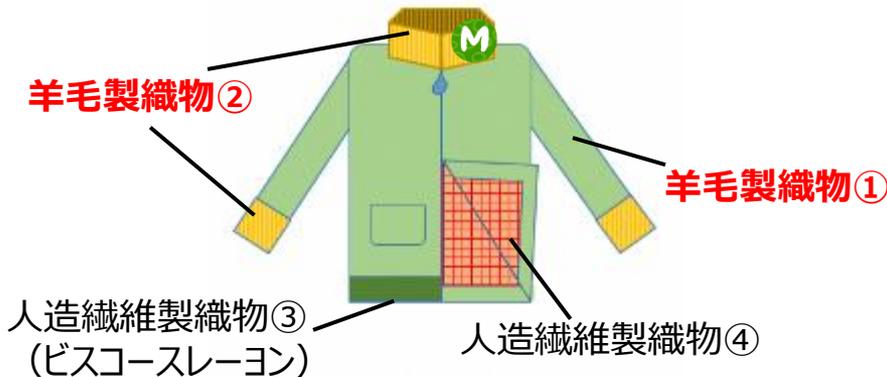
## 4. 品目別ケーススタディ（事例①衣類）

### 参考：関税分類を決定する構成部分

#### 第61類～63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈（原産地規則解釈例規 第2章第11部関連）

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS 6桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。

例：女子用のオーバーコート（羊毛製のもの）  
（第6202.11号）



62.02	女子用のオーバーコート、カーコート…
(6202.1)	- オーバーコート、レインコート、…
6202.11	-- 羊毛製または織獣毛製のもの

製品の表側の生地であって、製品が属する号に規定する材料、すなわち「羊毛製織物」である①及び②が「関税分類を決定する構成部分」。

人造繊維製織物である③や裏側の生地である④は含まれない。

「関税分類を決定する構成部分」が規定されている協定等（**RCEPでは規定なし**）

日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日チリEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ブルネイEPA、日アセアンEPA、日フィリピンEPA、日ベトナムEPA、日ペルーEPA、TPP11、日英EPA



## 4. 品目別ケーススタディ（事例①衣類）

### 補足：原産地規則における「原産材料」「非原産材料」

#### 原産材料

EPAの原産地基準を満たして原産品と認められる材料

- ・完全生産品
- ・原産材料のみから生産される産品
- ・実質的変更基準を満たす産品（品目別原産地規則を満たす産品）

#### 非原産材料



RCEP協定 第3・1条 定義（k）

「非原産品」又は「非原産材料」とは、この章の規定に従って原産品とされない産品又は材料をいう。



例えば、

- ・ 非締約国から調達した材料
- ・ 締約国内で調達したが、どこで生産されたかわからない材料
- ・ 締約国内で生産されたが、EPAの原産地基準を満たさない、又は満たしているか不明な材料

## 4. 品目別ケーススタディ（事例①衣類）

産品：衣類（男子用シャツ）

関税分類番号：6205.20-000

仕出国：中国

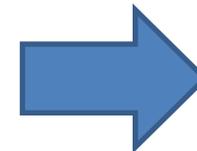
製造工程：中国国内の工場で下記の工程で製造する

材料投入→裁断→芯張り→縫製→製品洗い→プレス→仕上げ→検査

### 【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料
①綿製織物（表地）	52	不明
②不織布（芯地、材質不明）	56	不明
③ナイロン製織物（ラベル）	58	不明
④紙製値札	48	不明
⑤縫糸	54	不明
⑥ボタン	96	不明

原産国が不明な材料は非  
原産材料として扱う



6205.20-000

全ての非原産材料について、HS番号の類（2桁）水準の変更が行われていることから、CCを満たす⇒**産品はRCEP協定上の中国原産品と認められる**  
※税率差ルールの（1）基本ルール（第2・6条パラ2）により、RCEP原産国は中国となる

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

産品：レジン（プラスチック原料）

関税分類番号：3907.20-910（HS2012）

仕出国：中国

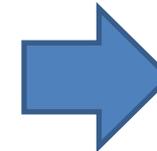
FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いて中国国内の工場で製造する

### 【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポニフェニレンエーテル	39.07	不明	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル

レジン  
（変性ポリフェニレンエーテル樹脂）



3907.20-910

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

### 特恵税率の設定状況

関税分類番号：3907.20-910

	発効前	1年目	2年目	3年目		8年目	9年目	10年目	11年目以降
ASEAN、オーストラリア 及びニュージーランド に対する待遇	2.8%	無税	無税	無税	~	無税	無税	無税	無税
中国及び韓国に対する待遇		2.5%	2.3%	2.0%		0.8%	0.5%	0.3%	無税

税率差が発生している

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

### 品目別規則（3907.20）

※確認方法はP.17（品目別規則の確認方法）参照

RCEP	EU	CPTTP
<p><b>CTH</b>又はRVC40</p> <p>関税分類変更基準を適用</p> <p>CTH：全ての非原産材料について、統一システムの<b>4桁番号</b>の水準におけるCTCが行われたこと</p>	<p>CTH、 MaxNOM50パーセント (EXW) 又は RVC55パーセント (FOB)</p>	<p>第3907.10号から第3907.50号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び重合体の総含有量の50パーセント以上が原産品であること又は 域内原産割合が(a)35パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)45パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること（第3907.10号から第3907.50号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

中国からの輸入で適用可能な協定はRCEPのみ

参考

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

産品：レジン（プラスチック原料）

関税分類番号：3907.20-910（HS2012）

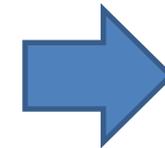
仕出国：中国

FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いて中国国内の工場で製造する

### 【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポニフェニレンエーテル	<b>39.07</b>	不明	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル



**3907.20-910**

材料①ポニフェニレンエーテルのHS番号が最終産品と同じ39.07項であるため、CTHを満たさない ⇒ **産品はRCEP協定上の中国原産品と認められない**

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

### 品目別規則を満たさない材料が含まれているときは・・・

 今回は、次の三つの選択肢の適用が検討可能です。

- **選択肢 1** 関税分類変更基準を満たさない材料が、**僅少の非原産材料（デミニマス）**の基準を満たすかを確認する。

関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を使用している場合、**その使用がわずかな場合には、その製品は締約国の原産品と認められます。**

- **選択肢 2** 関税分類変更基準を満たさない材料が、**原産材料**と認められるかを確認する。

関税分類の変更の要件は非原産材料についてのみ適用されるため、**原産材料であれば、関税分類の変更の要件を満たす必要はありません。**

- **選択肢 3** 関税分類変更基準を満たさない材料が、**累積の規定を満たすか**を確認する。

原産品の要件を満たす材料の生産が他の締約国において行われている場合、当該材料を原産材料と見なすことができます。

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

### ➤ 選択肢 1 関税分類変更基準を満たさない材料が、**僅少の非原産材料（デミニマス）**の基準を満たすかを確認する。

品目別規則の関税分類変更基準（CC,CTH,CTSH）を満たさない非原産材料があった場合でも、その使用が僅かな場合は、その産品をRCEP締約国の原産品と認めることができる。

【僅かな場合とは】

原産品の資格を獲得しやすくなる。

(a)**HS第1類から第97類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の価額が産品のFOB価額の10%以下の場合

(b)**HS第50類から第63類の産品** : 関税分類変更基準を満たさない非原産材料の総重量が産品の総重量の10%以下の場合

⇒ 第50類から第63類の僅少の非原産材料は、上記(a)と(b)のいずれかを選択することが可能。

**補足** 僅少の非原産材料の規定を適用するための要件について

協定第3・7条 1 (a)の僅少の規定を適用する場合の要件は、関税分類変更基準を満たさない全ての非原産材料の価額の合計が最終産品のFOB価額の10%以下であることです。従って、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が複数ある場合においては、それらの合計金額がFOB価額の10%以下であることが要件となります。

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

産品：レジン（プラスチック原料）

関税分類番号：3907.20-910（HS2012）

仕出国：中国

FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いて中国国内の工場で製造する

【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポニフェニレンエーテル	<b>39.07</b>	不明	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル

単価を確認（台帳・伝票、  
購入インボイス等）



**3907.20-910**

材料①ポニフェニレンエーテルの価額（15ドル）は産品のFOB価額の10%を  
超えることから、僅少の非原産材料（デミニマス）の適用は不可。

⇒産品はRCEP協定上の中国原産品と認められない

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

- **選択肢 2** 関税分類変更基準を満たさない材料が、**原産材料**と認められるかを確認する。

中国において非原産材料のメタノールとフェノールを使用して、ポリフェニレンエーテルを生産したことを確認

メタノール・フェノールと材料①ポリフェニレンエーテルのHS番号の間に4桁水準の変更（CTH）が生じているため、**材料①は中国原産材料と認められる**

【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポリフェニレンエーテル	<b>39.07</b>	<b>原産材料</b>	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル

品目別規則

CTH又は  
RVC40

メタノール（**29.05**項）

フェノール（**29.07**項）



**3907.20-910**

材料①は中国原産材料と認められる。また、材料②及び③はCTHを満たす  
⇒**産品はRCEP協定上の中国原産品と認められる**

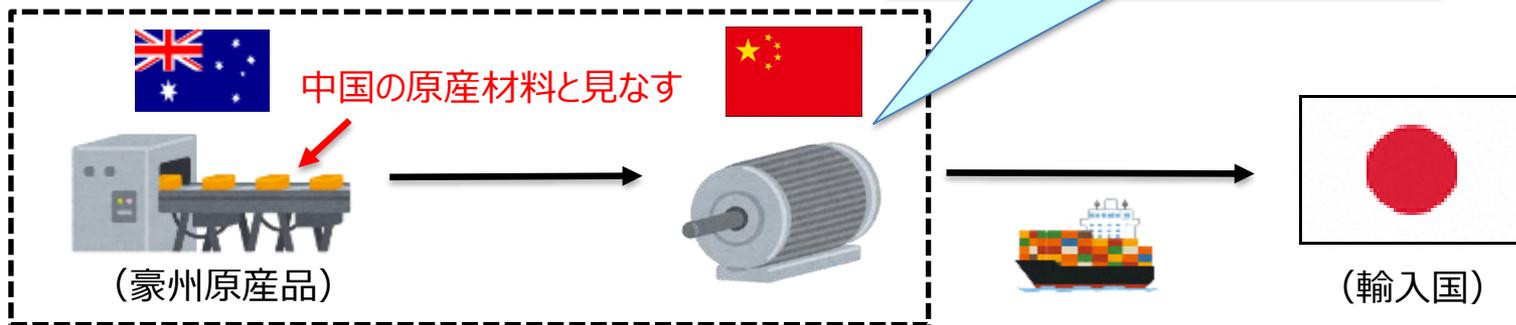
## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

### ➤ 選択肢3 関税分類変更基準を満たさない材料が、**累積の規定を満たすかを確認する。**

RCEPでは、締約国の原産品(※)が他の締約国における製品の生産に材料として使用される場合に、当該他の締約国の原産材料とみなすことができる「**モノの累積**」が採用されている。

(※)原産品（第3・2条）の要件を満たす製品又は材料

(累積のイメージ)



「生産行為の累積」の適用については、RCEP協定が全ての署名国について効力を生ずる日に検討を開始し、5年以内に終了する。

### ポイント どのような材料が累積の対象となるか

他の締約国の原産品であることが確認できれば、累積の規定を適用することができます。原産品と認められるためには、協定第3・2条「原産品」の要件を満たす必要があります。どのような材料であっても累積の対象にできる訳ではなく、当該材料が、協定第3・2条「原産品」の要件を満たす必要がありますのでご注意ください。

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

産品：レジン（プラスチック原料）

関税分類番号：3907.20-910（HS2012）

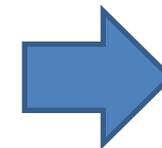
仕出国：中国

FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いて中国国内の工場で製造する

### 【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポニフェニレンエーテル	<b>39.07</b>	<b>不明</b>	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル



**3907.20-910**

**材料①がRCEP締約国の原産品であることが認められれば、累積を適用することができる**

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

産品：レジン（プラスチック原料）

関税分類番号：3907.20-910（HS2012）

仕出国：中国

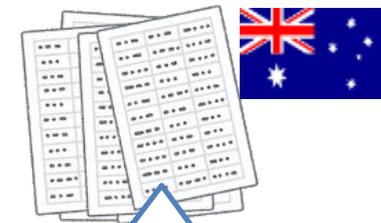
FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いて中国国内の工場で製造する

【材料表】

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポニフェニレンエーテル	39.07	豪州原産品	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル

輸出者への確認



【確認書類の例】

- ・輸入通関書類（原産地証明書等）
- ・サプライヤーから提供を受けた書類（サプライヤー証明書、総材料表、製造工程等）

材料①は豪州原産品と認められることから、累積の規定を適用して、中国原産材料とみなすことができる。また、材料②及び③はCTHを満たす。

⇒産品はRCEP協定上の中国原産品と認められる

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

品目別規則（3907.20）

※確認方法はP.17（品目別規則の確認方法）参照

RCEP	日EU	CPTTP
CTH又は <b>RVC40</b>  付加価値基準を適用  RVC40：製品の域内原産割合が <b>40パーセント以上</b>	CTH、 MaxNOM50パーセント （EXW）又は RVC55パーセント（FOB）	第3907.10号から第 3907.50号までの各号の産品 への他の項の材料からの変更 及び重合体の総含有量の50 パーセント以上が原産品である こと又は 域内原産割合が(a)35パーセ ント以上（積上げ方式を用いる 場合）若しくは(b)45パーセ ント以上（控除方式を用いる 場合）であること（第 3907.10号から第3907.50 号までの各号の産品への関税 分類の変更を必要としない。）

中国からの輸入で適用可能な協定はRCEPのみ

参考

# 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

## 域内原産割合の算定（協定第3・5条）

附属書3A（品目別規則）に定める製品の域内原産割合については、次のいずれかの計算式により算定する。

(a) 間接方式又は控除方式

非原産材料価額

$$RVC = \frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{VNM}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$$

非原産材料価額

域内で付加された価値 (RVC)

FOB

\*\*\*\*\*

(b) 直接方式又は積上げ方式

$$RVC = \frac{\text{VOM} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益} + \text{他の費用}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100$$

原産材料価額

域内で付加された価値 (RVC)

原産材料価額

直接労務費

直接経費

利益

他の費用

FOB

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

産品：レジン（プラスチック原料）

FOB価額：100USD

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポニフェニレンエーテル	39.07	不明	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル

原産国が不明な材料は非  
原産材料とみなす

間接方式又は控除方式

$$RVC = \frac{\text{産品の価額 (FOB)} - \text{VNM}}{\text{産品の価額 (FOB)}} \times 100 = \frac{100\text{ドル} - 65\text{ドル}}{100\text{ドル}} \times 100 = 35\% \leq 40\%$$



域内原産割合が35%であるため、RVC40を満たさない  
⇒**産品はRCEP協定上の中国原産品と認められない**

## 4. 品目別ケーススタディ（事例②レジン）

### 品目別規則を満たさないときは・・・

👉 今回は、次の2つの選択肢の適用が検討可能です。

- 選択肢1 **中国原産材料**と認められる材料の有無を確認する。
- 選択肢2 **累積の規定を満たす**材料の有無を確認する。

**注：僅少の非原産材料（デミニマス）は付加価値基準には適用できません。**

材料	HS番号	原産材料/ 非原産材料	単価
①ポニフェニレンエーテル	39.07	<b>中国原産材料 又はRCEP原 産品</b>	15ドル
②ポリエチレン	39.01	不明	20ドル
③ポリスチレン	39.03	不明	30ドル

例えば、ポニフェニレンエーテルが上記選択肢1により中国原産材料と認められる場合、又は上記選択肢2によりRCEP原産品として認められる場合、RVCは以下の計算式となります。

$$RVC = \frac{\text{製品の価額 (FOB)} - \text{VNM}}{\text{製品の価額 (FOB)}} \times 100 = \frac{1000\text{ドル} - 50\text{ドル}}{1000\text{ドル}} \times 100 = \mathbf{50\%} \geq \mathbf{40\%}$$



域内原産割合が50%であるため、RVC40を満たす  
⇒**製品はRCEP協定上の中国原産品と認められる**

## 4. 品目別ケーススタディ（事例③靴）

産品：紳士用履物（カジュアルシューズ）

関税分類番号：6403.99-015

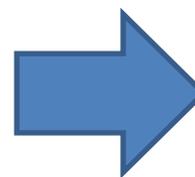
仕出国：ベトナム

FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いてベトナム国内の工場では裁断、縫製等を経て製造

### 【材料表】

部材	HS番号	原産材料/ 非原産材料	価額
①アッパー材	41	不明	15ドル
②ライニング材	60	不明	15ドル
③本底	64.06	不明	10ドル
④中敷	64.06	不明	10ドル
⑤靴紐	63	不明	10ドル
⑥縫糸	55	不明	10ドル
⑦接着剤	35	不明	5ドル



紳士用履物  
（カジュアルシューズ）



6403.99-015

## 4. 品目別ケーススタディ（事例③靴）

### 特惠税率の設定状況

関税分類番号：6403.99-015

	発効前	1年目	2年目	3年目		18年目	19年目	20年目	21年目以降
ASEAN、オーストラリア 及びニュージーランド に対する待遇	30.0% (その率が1 足につき 4,300円の 従量税率よ り低いとき は、当該従 量税率)	20.3%	18.9%	17.6%	~	無税	無税	無税	無税
中国に対する待遇		20.6%	19.5%	18.5%		3.1%	2.1%	1.0%	無税
韓国に対する待遇		U	U	U		U	U	U	U

税率差が発生している

## 4. 品目別ケーススタディ（事例③靴）

品目別規則（6403.99）

※確認方法はP.17（品目別規則の確認方法）を参照

RCEP	日ベトナム	日アセアン	CPTTP
<p><b>CTH</b>又はRVC40</p> <p>関税分類変更基準を適用</p> <p>CTH：全ての非原産材料について、統一システムの<b>4桁番号</b>の水準におけるCTCが行われたこと</p>	CC	CC	<p>第64.03項の産品への他の類の材料からの変更又は</p> <p>第64.03項の産品への他の項の材料からの変更（中略）及び域内原産割合が(a)45パーセント以上（積上げ方式を用いる場合）若しくは(b)55パーセント以上（控除方式を用いる場合）であること。</p>

ベトナムからの輸入では、RCEP、日ベトナムEPA、日アセアンEPA、TPP11が適用の選択肢となる

## 4. 品目別ケーススタディ（事例③靴）

産品：紳士用履物（カジュアルシューズ）

関税分類番号：6403.99-015

仕出国：ベトナム

FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いてベトナム国内の工場ではり断、縫製等を経て製造

【材料表】

部材	HS番号	原産材料/ 非原産材料	価額
①アッパー材	41	不明	15ドル
②ライニング材	60	不明	15ドル
③本底	64.06	不明	10ドル
④中敷	64.06	不明	10ドル
⑤靴紐	63	不明	10ドル
⑥縫糸	55	不明	10ドル
⑦接着剤	35	不明	5ドル



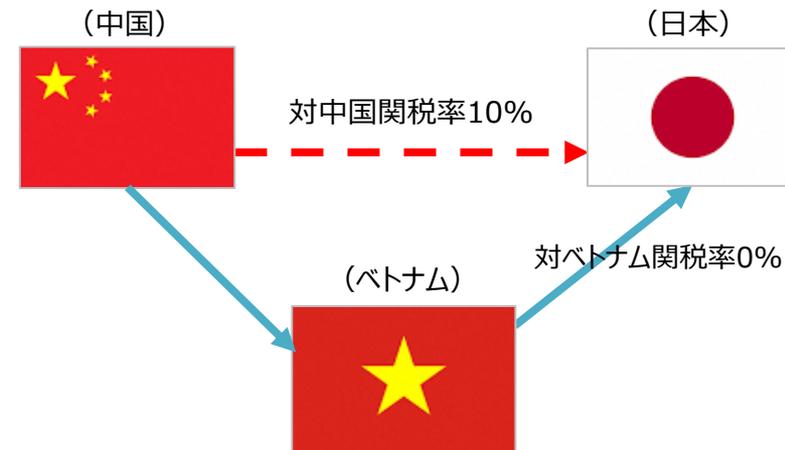
全ての非原産材料について、HS番号の項（4桁）水準の変更が行われていることから、CTHを満たす ⇒ **産品はRCEP協定上のベトナム原産品と認められる**

# 【再掲】RCEP協定における税率差（第2・6条）背景と概要

## 税率差ルール設定の背景

- RCEP協定では、相手国によって譲許内容が異なる国がある（日、中、韓、尼、比、泰、越の7カ国）
- 日本の場合、①ASEAN/豪州/NZ、②中国、③韓国の3つに譲許内容が分かれており、この結果、同一の原産品について相手国毎に異なる税率が適用されることがある。
- 税率差発生品目の場合、迂回輸入が発生することが考えられるため、RCEP協定第2・6条（関税率の差異）において税率差ルールが定められている。

## イメージ図



## 税率差ルールの概要（RCEP第2・6条）

### （1）基本ルール（第2・6条パラ2）

RCEP原産国は、RCEP原産地規則章の規定に従って原産品の資格を取得した締約国とする。ただし、原産材料のみからなる産品の場合は、輸出国で軽微な工程以外の生産工程が行われた場合に限る。

### （2）特定の品目についての特別ルール（第2・6条パラ3）

輸入国が自国の譲許表の付録に掲げる特定の原産品（日本は100品目を記載）に関しては、輸出国における付加価値20%を満たした場合にのみ、輸出国がRCEP原産国となる。

### （3）補完的ルール（第2・6条パラ4）

上記（1）、（2）で原産国が確定しない場合、最高価額の原産材料を提供した締約国がRCEP原産国となる。

### （4）輸入者の選択によるルール（第2・6条パラ6）

上記にかかわらず、輸入者は、原産材料を提供した締約国又は全ての締約国の中で最高税率を選択可能。

# 【補足】RCEP協定における税率差（第2・6条）対象品目

RCEP協定第2.6条（関税率の差異）3の規定に関する付録に掲げられている品目

※税率及び品目別規則欄は便宜追記したもの

関税品目	品名	基準税率	ASEAN 豪州 ニュージーランド	中国	韓国	品目別規則 (PSR)
081190.110	(1) バイナップル	23.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
081190.210	(1) バイナップル	23.8%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC
110423.010	1 コーンフレークの製造に使用するもの	16.2%	16年目撤廃	16年目撤廃	除外	CC（第10類の材料からの変更を除く）
						CC（第10類の材
		は、当該従量税率)				
640391.029	－ その他のもの	30.0%（その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
640399.015	―― 紳士用のもの	30.0%（その率が1足につき4,300円の従量税率より低いときは、当該従量税率）	16年目撤廃	21年目撤廃	除外	CTH又はRVC40
		30.0%（その				

## 日本への輸入時における税率差発生品目のRCEP原産国確認のポイント

- ステップ1 輸入しようとする製品の関税分類番号9桁を特定する。  
⇒ 品目分類に係る事前教示をご利用になれます。  
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
- ステップ2 製品の輸出国に対してRCEP税率が設定されていることを確認する。  
⇒ ステップ1で特定した関税分類番号9桁を基に、税関HPの実行関税率表で調べることができます。  
<https://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- ステップ3 製品が協定上の原産品と認められるかを確認する。  
⇒ 原産地に係る事前教示をご利用になれます。  
<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>

- ステップ4 RCEP原産国を決定する（税率差ルールを適用）。
- ① 製品に税率差が発生しているかを確認する。  
⇒ ステップ2で確認した実行関税率表でRCEP協定税率の欄（相手国毎に3欄）に全て同一の税率が記載されている場合以外は、税率差発生品目です。
  - ② ①で税率差が生じていた場合、ステップ1で特定した関税分類番号9桁が、付録の100品目に掲げられているかを確認する。  
⇒ 100品目のリストを御覧ください（税関HPに公表されています）。
  - ③ 次頁のフローチャートに従ってRCEP原産国を決定し、原産地証明に記載する。

# 【補足】RCEP協定における税率差（第2・6条）フローチャート

## RCEP原産国の決定フローチャート (物品の貿易章「第2.6条」に基づくフローチャート)

日本の譲許表の付録の特定の商品（100品目）に該当しますか？

Yes

No

輸出締約国である最終仕出国において、  
20%以上の価値が付加されていますか？

Yes

No

輸出締約国  
(第2.6条パラ3)

最高価額の原産材料を  
提供した締約国  
(第2.6条パラ4)

パラ1及び4に関わらず、輸入者は生産に  
関与した締約国又は全ての締約国の中で最  
高税率を選択可能（第2.6条パラ6）

①完全生産品、②原産材料のみからなる商品、  
③品目別規則を満たす商品のいずれになりますか？

①又は③

②

輸出締約国  
(第2.6条パラ2)

軽微な工程を超える生産工程(\*)が  
輸出締約国で行われていますか？

Yes

No

輸出締約国  
(第2.6条パラ2)

最高価額の原産材料を  
提供した締約国  
(第2.6条パラ4)

※「軽微な工程」とは、輸送、保管又は販売のための保存又は包装、選別、分類、切断などからなる単純な処理、識別表示、印刷、単なる希釈、分解、とさつ、塗装、研磨、単純な混合、左記工程の組み合わせなどの工程を言う（詳細は第2.6条パラ5参照）。

● **多くの場合、RCEP原産国は輸出締約国（=原産品の資格を取得した国）と同一になります。**

## 4. 品目別ケーススタディ（事例③靴）

産品：紳士用履物（カジュアルシューズ）

関税分類番号：6403.99-015

仕出国：ベトナム

FOB価額：100USD

製造工程：下記の材料を用いてベトナム国内の工場では裁断、縫製等を経て製造

部材	HS番号	原産材料/ 非原産材料	価額
①アッパー材	41	不明	15ドル
②ライニング材	60	不明	15ドル
③本底	64.06	不明	10ドル
④中敷	64.06	不明	10ドル
⑤靴紐	63	不明	10ドル
⑥縫糸	55	不明	10ドル
⑦接着剤	35	不明	5ドル



輸出国であるベトナムにおいて、**20%以上の価値**が付加されているかを確認する

$$\text{RVC} = \frac{\text{FOB価額 (100ドル)} - \text{非原産材料価額 (75ドル)}}{\text{FOB価額 (100ドル)}} \times 100 = \mathbf{25\%} \geq 40\%$$

👉 **20%以上の価値**が付加されていることから、**輸出締約国（ベトナム）がRCEP原産国となる**（第2.6条パラ3）

# 4. 品目別ケーススタディ（事例③靴）

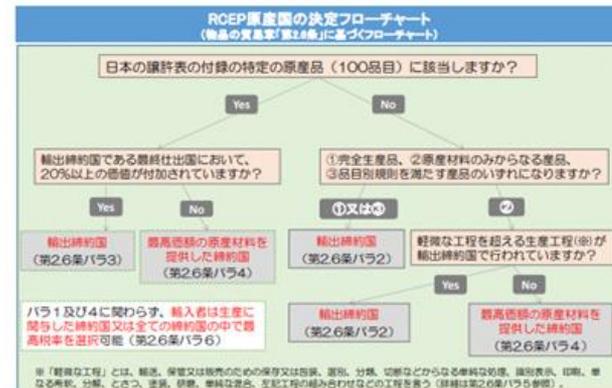
## RCEP 協定 税率差マニュアル

財務省関税局・税関

2021年12月

### 日本への輸入時における税率差発生品目の RCEP 原産国確認のポイント

- ステップ1** 輸入しようとする製品の関税分類番号9桁を特定する。  
⇒ 品目分類に係る事前教示がご利用になります。  
<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#a>
- ステップ2** 製品の輸出国に対して RCEP 税率が設定されていることを確認する。  
⇒ ステップ1で特定した関税分類番号9桁を基に、税関 HP の実行関税率表で調べることができます。  
<http://www.customs.go.jp/tariff/index.htm>
- ステップ3** 製品が協定上の原産品と認められるかを確認する。  
⇒ 原産地に係る事前教示がご利用になります。  
<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/index.htm#h>
- ステップ4** RCEP 原産国を決定する（税率差ルールを適用）。  
① 製品に税率差が発生しているかを確認する。  
⇒ ステップ2で確認した実行関税率表で RCEP 協定税率の欄（相手国毎に3欄）に全て同一の税率が記載されている場合以外は、税率差発生品目です。  
② ①で税率差が生じていた場合、ステップ1で特定した関税分類番号9桁が、付録の100品目に掲げられているかを確認する。  
⇒ 100品目のリストを御覧ください（このマニュアルの24頁から）。  
③ 下図フローチャートに従って RCEP 原産国を決定する。



1

## RCEP協定 税率差マニュアル

[https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/rcep/rcep\\_zeisamanual.pdf](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/rcep/rcep_zeisamanual.pdf)

## 5. 原産地証明手続き

1. 輸入貨物のHS番号を特定

2. 特恵税率が設定されているかを確認

3. 適用される原産地規則を特定

4. 原産地規則を満たすかを確認

5. 輸入面での原産地手続

- (1) 申告に必要な書類（原産地証明書、原産品申告書等）を整える
- (2) 原産地証明書、原産品申告書により輸入申告時に特恵税率を適用

6. 必要に応じて税関からの検証に対応

## 5. 原産地証明手続き

### ➤ RCEP協定における原産地証明は以下の3種類。

- (a) 発給機関により発給された原産地証明書 【第三者証明制度】
- (b) 認定された輸出者による原産地申告 【認定輸出者制度】
- (c) 輸出者又は生産者による原産地申告 (※) 【輸出者・生産者による自己申告制度】

(※) 各締約国における制度の導入に一定の猶予期間（発効から10年以内（カンボジア、ラオス、ミャンマーは20年以内）。10年を限度に延長可）が認められており、輸出国・輸入国の双方で導入された場合に限り利用可能。

協定発効日から輸出者又は生産者による原産地申告の導入を決めている締約国は、  
日本・豪州・ニュージーランド。

- ### ➤ 日本における原産地証明は上記3種類 + 1種類。「輸入者による原産地申告」が追加。
- 日本への輸入のみ、協定発効日から、「輸入者による原産地申告」を原産地証明とみなすことができる（日本以外の締約国においては、協定が全ての署名国において発効した後、導入を検討することとなっている。） 【輸入者による自己申告制度】



### 日本の場合（協定発効時）

【輸入面】 上記(a)(b)(c)及び「輸入者による自己申告制度」を利用可能。  
ただし、(c)は、豪州・ニュージーランドからの輸入に限る。

【輸出面】 上記(a)(b)(c)を利用可能。ただし、(c)は、豪州・ニュージーランドへの輸出に限る。

新たに輸出者又は生産者による自己申告制度を導入する締約国については、  
随時税関HP等でご案内します。

# 5. 原産地証明手続き

## 原産地証明の必要的記載事項（附属書3B）

### 発給機関により発給された原産地証明書

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号（6桁番号の水準）
- (e) 原産地証明書番号
- (f) 原産性を与えることとなる基準
- (g) 輸出者又は生産者による申告
- (h) 発給機関による証明、印影、署名
- (i) 第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
- (j) 積送される貨物を確認するための詳細な情報（仕入書の番号、出発の日付など）
- (k) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
- (l) 製品の数量
- (m) 連続する原産地証明書における規定

### 認定された輸出者による原産地申告 輸出者又は生産者による原産地申告 輸入者による原産地申告

- (a) 輸出者の氏名又は名称及び住所
- (b) 判明している場合には、生産者の氏名又は名称及び住所
- (c) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所
- (d) 製品の品名及び関税分類番号（6桁番号の水準）
- (e) 認定された輸出者又は生産者の認定番号又は識別番号
- (f) 固有の参照番号
- (g) 原産性を与えることとなる基準
- (h) 作成者による証明
- (i) 第2・6条（関税率の差異）に規定するRCEP原産国
- (j) FOB価額（域内原産割合が用いられている場合）
- (k) 製品の数量
- (l) 連続する原産地申告における規定

## 5. 原産地証明手続き

証明制度		対象となる輸出締約国	証明書類の取得方法
<b>第三者証明制度</b> (原産地証明書)		全ての締約国	輸出締約国において権限ある <b>発給機関</b> に輸出者又は生産者が発給を依頼
<b>認定輸出者制度</b> (原産地申告)		全ての締約国	輸出締約国において権限ある発給機関により <b>認定された輸出者</b> が書類を作成 (任意様式)
<b>自己申告制度</b> (原産品申告書)	輸入者	全ての締約国	<b>日本の輸入者</b> が書類を作成 (任意様式)
	輸出者 生産者	<b>豪州・ニュージーランド</b> ※協定発効時	<b>輸出締約国の輸出者又は生産者</b> が書類を作成 (任意様式)



### 認定輸出者制度・自己申告制度における証明書類の様式について

協定上様式に定めはなく、必要的記載事項（前ページ参照）が含まれていれば任意の様式で作成可能です。

日本税関HPに様式見本を掲載していますので、そちらも御利用いただけます。

# 5. 原産地証明手続き

## 第三者証明制度・認定輸出者制度の利用について

The screenshot shows the homepage of the Japan Chamber of Commerce and Industry (JCCI). The main navigation bar includes 'EPAに基づく特定原産地証明書発給事業' and '初心者向け' (Beginner's Guide). A green banner highlights '初心者向けコンテンツ' (Beginner's Guide Content). Below this, a section titled 'RCEP協定に関する特設サイト' (Special Site for RCEP Agreement) is visible, with a sub-section 'RCEP協定加盟国 (2021年12月現在)' (RCEP Agreement Member Countries (as of December 2021)) featuring a map of the region.

日本商工会議所：RCEP協定に関する特設サイト  
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/rcep.html>

The screenshot shows the website of the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI). The main navigation bar includes 'ホーム' (Home), '経済産業省について' (About METI), 'お知らせ' (Notice), '政策について' (Policy), '統計' (Statistics), '申請・お問い合わせ' (Application/Contact), and 'English'. A breadcrumb trail reads '政策について > 政策一覧 > 対外経済 > 貿易管理 > 経済連携協定 (EPA) に基づく原産地証明制度'. The main content area is titled '経済連携協定 (EPA) に基づく原産地証明制度' (Origin Proof System Based on Economic Partnership Agreements (EPA)).

経済産業省：経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明制度  
[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/gensanchi/epa.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/epa.html)

- ガイドライン
- 第一種特定原産地証明書制度が採用されている経済連携協定
- 第一種特定原産地証明書の発給
- 認定輸出者制度
- 関係法令
- よくある質問
- お問い合わせ先
- > 中小企業・地域経済産業
- > エネルギー・環境
- > 安全・安心
- これまでの政策

# 5. 原産地証明手続き

## 自己申告制度の利用について

税関サイト

### 原産地規則ポータル

▼ 本文へ | 文字サイズ 縮小 拡大 | English

お問合せ・その他のリンク | サイトマップ

原産地規則とは | 協定・法令等 | 原産地証明手続き | 事前教示 | 事後確認

### 原産地規則ポータル

税関は、経済連携協定等の適正かつ円滑な実施を目指して

#### 目的別に探す

- 原産地規則とは
- 協定・法令等
- 原産地証明手続き
- 事前教示
- 事後確認
- 品目別原産地規則の検索
- 輸出相談 (自己申告制度)
- 様式見本 (自己申告制度)
- パンフレット・お知らせ
- お問合せ・その他のリンク

「自己申告制度」利用の手引き  
～RCEP 協定～

財務省関税局・税関  
2021年12月

11. 原産地申告書 http://agreement.ustr.gov/origin/declaration.html 2. Authorization code (in the case of approved exporter) (認定番号 (認定された輸出者の場合))		
email address は電子メールアドレス		
email address if known は電子メールアドレス (判明している場合)		
4. phone or email address 電話番号又は電子メールアドレス		
8. Origin certifying exporter 原産性の証明者	9. RCEP country of origin RCEP 原産国	10. Quantity and value of CEI where RVC is applied 数量及びFOB価額
..	..	..
..	..	..
..	..	..

11. Remarks (その他の特記事項) :  
..

12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 原産地の原産地証明に関する情報 (対する原産地申告の場合) :  
..

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from \_\_\_\_\_ (exporting country) to \_\_\_\_\_ (importing country).  
私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された産品が地域的な包括経済連携協定第3章 (原産地規則) に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの産品は(輸出国) から (輸入国) に向けて輸出されます。..

Date of Declaration (作成年月日) :  
..

Name of the certifying person (作成者の氏名又は名称) :  
..

Name of the agent of the certifying person (代理人の氏名又は名称) :  
..

Address of the agent of the certifying person (代理人の住所) :  
..

Signature (作成者の署名 (日本への輸入の場合には不要)) :  
..

The certifying person ( ) Approved exporter, ( ) Exporter, ( ) Producer, ( ) Consignor .  
本原産地申告書の作成者 認定された輸出者 輸出者 生産者 輸入者

原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

## 6. 事後確認（検証）

協定及び国内法令により、日本においては、以下の書類保存義務が課される。

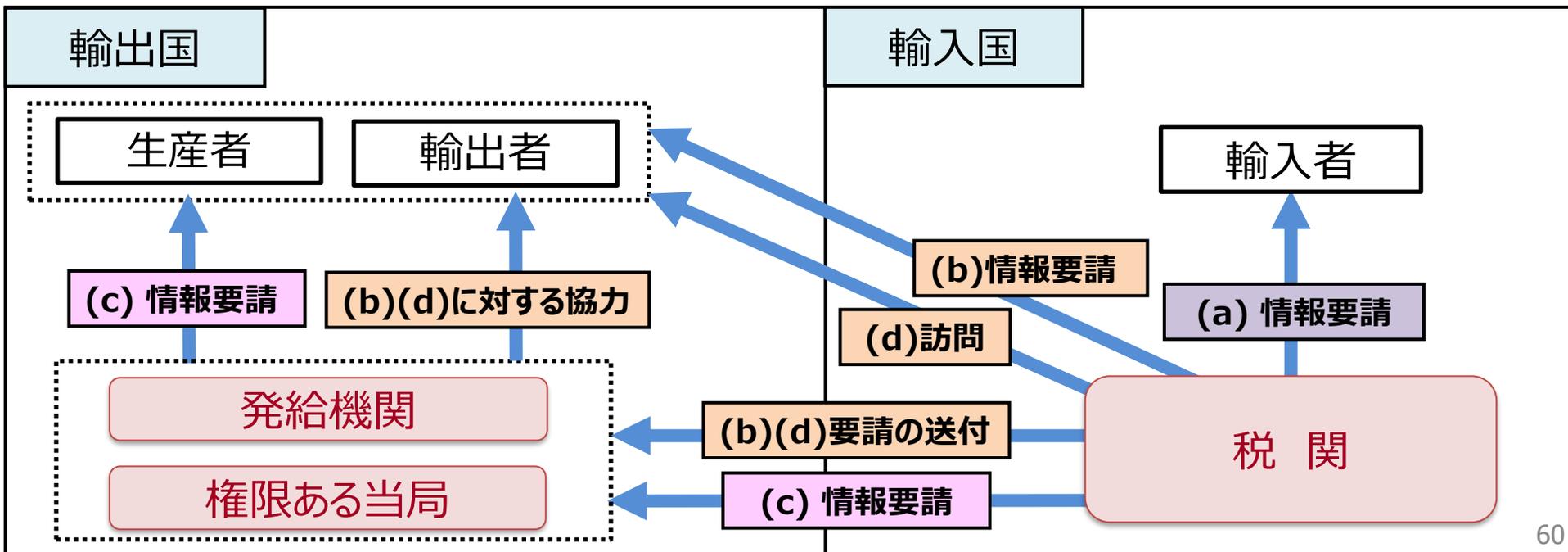
### 輸入者の保存義務

輸入の許可の日の翌日から **5年間**、以下の書類を保存。  
保存すべき書類は、選択した申告制度によって異なる。

- 第三者証明制度、認定輸出者制度  
原産地証明書、認定輸出者による原産地申告
  - 輸出者又は生産者による自己申告制度  
原産品申告書及び申告書作成者等から提供を受けている  
産品が原産品であることを証明するために必要な追加的な資料  
（「RCEP原産国」の確認のための関係書類を含む）
  - 輸入者による自己申告制度  
原産品申告書を含め、産品が原産品であることを証明するために  
必要な全ての記録（「RCEP原産国」の確認のための関係書類  
を含む）
- ※ 輸入申告の際に税関へ提出した書類については、保存義務の対象外。

## 6. 事後確認（検証）

- RCEP協定においては、輸入締約国の権限ある当局は、第3・24条に規定する以下の方法により、輸入された産品が原産品であるか否かを確認することが認められている。
  - (a) 輸入者に対して追加の情報について書面により要請する方法
  - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請する方法
  - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請する方法
  - (d) 輸出締約国の輸出者又は生産者の施設を確認のために訪問する方法
  - (e) その他締約国が合意する方法
- 輸入者による原産地証明の場合、上記手段のうち(a)のみ実施可能。それ以外の制度においては、第三者証明制度であっても自己申告制度であっても手段は同じ。実施順については、(d)の訪問による確認は(c)の実施後にのみ実施するとされている以外、特段の規定はない。



# 7. ご案内 (EPAの相談窓口)



## EPAのオンライン相談

EPAの利用、原産地規則や原産地手続きに関する  
Web相談を開始します。



名古屋税関業務部 首席原産地調査官  
電話：052 (654) 4205  
メール：nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

- 相談事例
- Q. 輸入/輸出する貨物がEPA税率を適用できる原産品となるのでしょうか？
  - Q. 輸入/輸出する際に自己申告書を作成したいのですが、どのように作成すればよいのでしょうか？
  - Q. 相手国からの事後確認に備え、どのような書類を備えておけばよいのでしょうか？

まずは、以下についてメールまたは電話でお伝えください。  
(1) ご連絡先(お名前、会社名、お電話番号等)  
(2) 相談したい内容の概要  
(3) Web相談希望日時  
税関が主催するWeb会議システム (Cisco Webex Meetings) を使用いたします。  
※Webexの利用手順については別紙をご参照ください。



名古屋税関業務部 首席原産地調査官  
電話: 052(654)4205  
電子メール: nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp

## 7. ご案内（事前教示制度）



- 事前教示制度とは、貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか（協定の適用・解釈等）についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入を予定している貨物の原産地、RCEP協定税率（特惠関税）の適用の可否等を事前に知ることができ、適用される税率が事前に分かることから、輸入にかかる費用等の計画を立てやすくなります。
- RCEP協定第2.6条に規定する「RCEP原産国」についても事前教示回答の対象となります（希望制）。
- 貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い（原産地）が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答（教示）の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます（法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く）ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）  
の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われませんのでご注意ください。

# 7. ご案内（原産地規則ポータル）

原産地規則ポータルでは、品目別原産地規則検索、自己申告制度の様式見本各種、事前教示、事後確認に関する情報のほか、EPA/GSP原産性に係る非違事例などをご紹介します。

①税関HPトップページ「原産地規則について知りたい」クリック

②ポップアップメニューから、「原産地規則ポータル」を選択するとトップページに遷移します。  
または、検索したいメニューをクリックすると該当ページへの直接アクセスが可能です。

税関 Japan Customs

税関手続に係る  
押印及び署名を  
廃止します

一部の例外を除き、税関へ提出いただく書類への押印及び署名を廃止することとなりました。廃止となる様式をご紹介します。

重要なお知らせ

原産地規則ポータル

原産地規則とは

原産地証明手続

事前教示

品目別原産地規則の検索

輸出相談(自己申告制度)

協定・法令等

事後確認

パンフレット・お知らせ

法令・政策等について調べたい

水について

輸出入の手続きを調べたい

品目分類について調べたい

原産地規則について知りたい

関税評価を調べたい

税関手続FAQを確認したい

× 閉じる

# 7. ご案内（原産地規則ポータル）

The image shows a screenshot of the Origin Rules Portal website. The main navigation bar includes '原産地規則とは' (What are origin rules), '協定・法令等' (Agreements and laws), '原産地証明手続' (Origin proof procedures), '事前教示' (Pre-notice), and '事後確認' (Post-confirmation). The main content area is divided into two columns. The left column has a search bar and a grid of icons for '原産地規則とは', '協定・法令等', '原産地証明手続', '事前教示', '事後確認', '品目別原産地規則の検索' (Search by product-specific origin rules), '輸出相談 (自己申告制度)' (Export consultation (self-declaration system)), and '様式見本 (自己申告制度)' (Sample forms (self-declaration system)). The right column has a '最新情報' (Latest information) section, a '重要なお知らせ' (Important notice) about COVID-19, and a section for '使いたいEPA・GSP等について調べる' (Check for EPA/GSP you want to use), with tabs for '北米', 'アジア', 'アジア・太平洋地域', '大洋州', '中南米', 'ヨーロッパ', and 'GSP・米特産原産地規則'. A callout box points to the 'アジア・太平洋地域' tab, which is highlighted in blue. Below this, a callout box points to a specific link in the '地域的な包括的経済連携(RCEP)協定' (Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) Agreement) section, which is highlighted in blue. The callout box contains a list of links: 'RCEP協定原産地規則について', 'RCEP協定別開会動向・Q&A 第1回 (2021年6月) 第2回 (2021年12月)', 'RCEP協定別開会 (2021年6月) Q&A編訳動向', and 'RCEP協定 税率表マニュアル (英) (PDF:574KB)'. Other callouts point to '事前教示の情報・公開回答一覧表など', '事後確認の情報・非違事例集など', '自己申告制度の様式見本集', and '自己申告制度の輸出相談'. A red callout box at the bottom left points to the search bar and is labeled '品目別原産地規則検索システム'.

原産地規則ポータル

事前教示の情報  
・公開回答一覧表など

事後確認の情報  
・非違事例集など

アジア・太平洋地域 から  
RCEP協定を選択  
協定の条文、  
原産地規則等の情報

品目別原産地規則  
の検索

自己申告制度の様式見本集

自己申告制度の  
輸出相談

品目別原産地規則  
検索システム

原産地規則ポータル

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

# 7. ご案内 (原産地規則ポータル)

1. Goods Consigned from (Exporter's name, address and country) 輸出者の名称、住所及び国名		Certificate No. 証明番号 (証明ごとの個別番号) Form RCEP REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT	
2. Goods Consigned to (Importer's/ Consignee's name, address, country) 輸入者の名称、住所及び国名		CERTIFICATE OF ORIGIN 発給国名 (Country)	
3. Producer's name, address and country (if known) 生産者の名称、住所及び国名 (分かる範囲で)		O 生産者が複数に渡る場合は、「SEE BOX 8」と記載し、8欄目に記載される。 O 生産者がその情報を秘密とすることを誓む場合は、「CONFIDENTIAL」、 O 生産者の詳細が不明でない場合は、「NOT AVAILABLE」と記載される。	
4. Means of transport and route (if known) 輸送の手段及び経路 (分かる範囲で) Departure Date: 出発日 Vessel's name/Aircraft flight number, etc.: 船名、フライト番号等 Port of Discharge: 荷卸港		5. For Official Use Preferential Treatment: <input type="checkbox"/> Given <input type="checkbox"/> Not Given (Please state reason/s) 日本への輸入については第5欄は使用されない。	
Signature of Authorised Signatory of the Customs Authority of the Importing Country			
6. Item number	7. Marks and numbers on packages	8. Number and kind of packages; and description of goods.	10. Origin Conferring Criterion
項目番号	包装の記号、番号	包装の個数及び種類、品名	HS番号 (6桁、2012年版) RCEP原産地基準
			数量 (グロス重量その他の計量法) 及び RVC が適用される場合は FOB 価額
			原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号及び日付
			下記①-③のいずれかが1つが記載される。 ①WO (完全生産品) ②PE (生産材料のみから生産される商品) ③CTD (関税分限定産品基準)、RVC (付加価値基準)、CR (加工工程基準 (化学反応)) のうち1つが適用されるもの ACU (果物)、DMI (僅少な生産材料) を適用する場合は、これらが併記される。 例: Australia, Indonesia
14. Remarks O 連続する原産地証明書の場合は、最初の原産地証明書の参照番号、発行日、発給国番号を記載する。また、認定輸出者による自己申告である場合は最初の輸出国における認定輸出者番号も併せて記載される。 O 第三インボイスの場合には、再発給インボイスの発行者の名称及び国名。 O 再発給の場合には、再発給の日付及び「CERTIFIED TRUE COPY」が記載される。			
15. Declaration by the exporter or producer The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct and that the goods covered in this Certificate comply with the requirements specified for these goods in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported to: 輸入締約国名 (importing country) 申請の場所、日付、申請者の署名 Place and date, and signature of authorised signatory		16. Certification On the basis of control carried out, it is hereby certified that the information herein is correct and that the goods described comply with the origin requirements specified in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. 発給機関の場所、日付、署名及び証明印 Place and date, signature and seal or stamp of Issuing Body	
17. <input type="checkbox"/> Back-to-back Certificate of Origin <input type="checkbox"/> Third-party Invoicing <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY			
「連続する原産地証明書」の場合、ここにチェック(✓)が付される。		「第三インボイス」の場合、ここにチェック(✓)が付される。	
		「後発給」の場合、ここにチェック(✓)が付される。	

## 原産地証明書記載要領

不備のある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書等の取扱い				別紙2
O 不備のある原産地証明書等が有効とされた場合においても、次回以降は、誤謬等の不備のない原産地証明書等を出発するようにしてください。 O 原産地証明書等が有効とされた場合であっても、輸入貨物が原産品でないこと又はEPA特恵税率を適用するための他の要件を満たしていないことが判明した場合には、通関後であってもEPA特恵税率の適用が認められません。				
【EPA原産地証明書】 令和4年1月1日現在				
分野	記載項目	不備の内容	有効	留意点
原産地証明書の真正性	全項目共通	明らかな印字の誤り	有効	
		英語以外による記述	原則無効	固有名称、日付等明らかな場合は有効。(メキシコは和訳があれば有効。)
	様式	協定に規定された様式ではない原産地証明書 (例: EPA税率適用にもかかわらず一紙特恵 (GSP) 原産地証明書を入手した場合) 記載事項が偽造を有さない書によって、追記、削除又は書きかえられた原産地証明書 原本でない原産地証明書の提出	無効	と各自以降が規定様式ではない場合には、原産地調査等に相談してください。
		有効期間が経過した原産地証明書	無効	災害その他やむを得ない理由によりその期間を超過した場合は有効。
	発給機関の証明	印刷の脱落 印刷が不鮮明 発給年月日、発給番号の脱落	無効	必要に応じて原産地調査等に相談してください。
	輸出者の申請	申請日の脱落 原産地の脱落	無効	輸出者が申請していることが明らかな場合は有効。
	その他	表題欄における発給国の脱落 題及発給の文書の脱落 再発給の文書の脱落	有効	原産地証明書の真正性が明らかな場合に限り。
	運送手段・経路	仕出港、輸送手段、船名等の相違		
	輸出者・輸入者の名称・住所等	輸出者名・住所のインボイスとの相違又は脱落 輸入者名・住所のインボイスとの相違又は脱落。「To order」の記載が不明		
	インボイス番号等	インボイス番号の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 (メーカーズインボイス番号の記載を含む) インボイス日付の輸入申告のインボイスとの相違又は脱落 第三国インボイスに関する記載及び第三国インボイス発行者名・住所の相違又は脱落	有効	取引関連書類にて輸入貨物と同一性の確認ができる場合、若しくは輸入者が資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合 (文書による原産地に関する事前指示を取得している場合を含む。) に限る。併し、複数の箇所の不備がある場合には、原産地調査等に相談してください。
数量又は総重量	数量の脱落、又は貨物数量との相違			
包装の個数、種類、記号、番号	インボイス等との相違又は脱落			
品名	インボイスとの相違又は脱落 (※)			
実物の原産性	HS番号 (スイスは記載不要) 脱落 協定の非課税税率による記載			相違がHSのバージョンの違いに起因する場合等、有効と認められる場合があるので、必要に応じて原産地調査等に相談してください。
	特恵基準 (シンガポール及びスイスは記載なし) 特恵符号等の相違			商品目録1品目の脱落の場合等、必要に応じて原産地調査等に相談してください。 記載した書面に該当しなくても、記載品名との整合性を勘案し、品名から輸出品目であることが明らかな場合は有効。

## 不備ある経済連携協定 (EPA) 原産地証明書の取扱い

## 7. ご案内（RCEP協定等、EPA関連情報）

- RCEP協定の条文、原産地規則等

<https://www.customs.go.jp/roo/information/rcep.htm>

- EPAにおける関税制度、通関手続、概要、協定本文、適用税率等の情報

[https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa\\_index.htm](https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/fta-epa_index.htm)

- EPAにおける原産地規則関連情報（原産地ポータル）

<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

- 原産地規則や原産地手続に関する お問い合わせ先：

<https://www.customs.go.jp/roo/origin/question.htm>

- EPAの利用に関し、ご要望・ご質問等がございましたら、下記のリンクよりご連絡ください。

<https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>

- 原産地証明書記載要領（前ページ）

<https://www.customs.go.jp/roo/text/rcep3.pdf>

- 不備ある経済連携協定（EPA）原産地証明書の取扱い（前ページ）

[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi\\_epa.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/fubi_epa.pdf)

ご清聴ありがとうございました

